

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

目次

一	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	1
二	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）	79
三	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	86
四	外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）	100
五	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）	104
六	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）	119
七	発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）	120
八	発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）	127
九	株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）	128
十	証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第七十八号）	132
十一	金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十三号）	133
十二	金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）	134
十三	証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）	136
十四	金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）	137
十五	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	142
十六	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	144
十七	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	146
十八	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	147

十九	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	148
二十	資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百十号）	149
二十一	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）	150
二十二	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）	151
二十三	証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）	152
二十四	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	154
二十五	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	159
二十六	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七十二号）	162

一 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 電子募集取扱業務に関する特則（第四百四十六条の二）</p> <p>第五款 弊害防止措置等（第四百四十七条―第五百五十五条）</p> <p>第六款 雑則（第五百五十六条）</p> <p>第三節～第七節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 業務</p> <p>第一款～第三款（略）</p> <p>第四款 弊害防止措置等（第四百四十七条―第五百五十五条）</p> <p>第五款 雑則（第五百五十六条）</p> <p>第三節～第七節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九条第十号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の</p>

二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。
。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二 (略)

十二の二 第一種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の三 第一種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の四 第二種少額電子募集取扱業者 法第二十九条の四の三第二項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。

十二の五 第二種少額電子募集取扱業務 法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務をいう。

十二の六・十二の七 (略)

十三〇五十 (略)

4 (略)

(情報通信の技術を利用する募集の取扱い等の方法)

第六条の二 法第二十九条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供する方法

二 前号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等の

二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。
。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十二の二・十二の三 (略)

十三〇五十 (略)

4 (略)

(新設)

使用に係る電子計算機と相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により通信文その他の情報を送信する方法（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第九号に規定する内閣府令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 有価証券関連連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ （略）

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合（第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合であつて、投資者保護基金にその会員として加入しないときを除く。）には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

三の二〇八 （略）

九 特定有価証券等管理行為（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号及び第十四号の二に掲げる行為をいう。第八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。

）を行う場合には、その旨

十 （略）

（登録申請書の記載事項）

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 有価証券関連連業を行う場合には、次に掲げる事項

イ （略）

ロ 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金（法第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがあるものを除く。）の名称

三の二〇八 （略）

九 特定有価証券等管理行為（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号に掲げる行為をいう。第八十一条第一項第二号ロにおいて同じ。）を行う場合には、その旨

十 （略）

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項(第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロからニまでに掲げる事項を除く。)

イ〜ホ (略)

へ 有価証券関連業を行う場合には、第七十条の四第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ト (略)

七〜九 (略)

十 電子募集取扱業務(法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。))について行うものに限る。以下同じ。

イ 取り扱う有価証券の種類

ロ 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、その旨(その業務に関して顧客から金銭の預託を受ける場合にあつては、その旨を含む。)

ハ 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務の

(業務の内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる事項

イ〜ホ (略)

へ 有価証券関連業を行う場合には、第七十条の三第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ト (略)

七〜九 (略)

(新設)

みを行う場合には、その旨

二 第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、その旨

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

四〜七 (略)

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

みを行う場合には、その旨

二 第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合には、その旨

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

三 個人であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

四〜七 (略)

第十条 法第二十九条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二| 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業
を行う場合であつて、金融商品取引業協会（登録申請者が行う業
務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。）に加入
しないときは、当該業務に関する社内規則

三| (略)

四| 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類（第一
種少額電子募集取扱業務のみを行う場合には、ロ及びハに掲げる
書類を除く。）

イ、ハ (略)

2 (略)

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項に
おいて準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に
遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をす
るときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかど
うかを審査するものとする。

一、五 (略)

(第一種少額電子募集取扱業者による商号等の公表)

第十六条の二 第一種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の
二第八項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、
当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面に

(新設)

二| (略)

三| 第一種金融商品取引業を行う場合には、次に掲げる書類

イ、ハ (略)

2 (略)

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ニ（法第三十一条第五項に
おいて準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に
遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をす
るときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかど
うかを審査するものとする。

一、五 (略)

(新設)

において、当該者にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第一種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするもの）に加入していない場合にあつては、その旨

三 投資者保護基金にその会員として加入しているか否かの別（会員として加入していない場合にあつては、顧客が当該第一種少額電子募集取扱業者に対して有する債権が法第七十九条の五十六第一項に規定する補償対象債権に該当しない旨を含む。）

3 法第二十九条の四の二第八項に規定する内閣府令で定めるものは、第一種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の三 令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発

（新設）

行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第四号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券の発行価額の総額を合算する方法とする。

2 | 令第十五条の十の三第二号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券に対する個別払込額（有価証券を取得する者がそれぞれ払い込む額をいい、当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額とする。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募に係る払込みが行われた日前一年以内に応募又は払込みを行った同一の発行者による当該有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は私募に係る個別払込額を合算する方法とする。

（第二種少額電子募集取扱業者による商号等の公表）

第十六条の四 第二種少額電子募集取扱業者は、法第二十九条の四の三第三項の規定による公表をするときは、同項に規定する事項を、

（新設）

当該事項を閲覧しようとする者の使用に係る電子計算機の映像面において、当該者にとつて見やすい箇所^に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 法第二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二種少額電子募集取扱業者である旨

二 加入している金融商品取引業協会の名称（第二種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。）を行う者を主要な協会員又は会員とするもの^に加入していない場合^{にあつては}、その旨）

3 法第二十九条の四の三第三項に規定する内閣府令で定めるものは、第二種少額電子募集取扱業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供する方法とする。

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）

第十六条の五 令第十五条の十の六に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

第十六条の六・第十六条の七 （略）

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）

第十六条の二 令第十五条の十の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

第十六条の三・第十六条の四 （略）

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

四 法第二十九条の二第一項第七号に掲げる事項について変更があつた場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

五〇七 (略)

2・3 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二十条 法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 (略)

三 法第二十九条の二第一項第三号又は第四号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

四 法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について変更があつた場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

五〇七 (略)

2・3 (略)

(変更登録の申請)

第二十二条 (略)

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類(新たに行おうとする業務(電子募集取扱業務を含む。))に係るものに限る。)を添付しなければならない。

一〇三 (略)

3 (略)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一〇四 (略)

五 金融商品取引業者(投資助言・代理業のみを行う個人及び第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う個人に限る。)が第二種金融商品取引業を行う者として法第三十一条第四項の変更登録を受けた場合 当該変更登録を受けた日

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(変更登録の申請)

第二十二条 (略)

2 前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類(新たに行おうとする業務に係るものに限る。))を添付しなければならない。

一〇三 (略)

3 (略)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第二十八条 法第三十一条の二第八項に規定する内閣府令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一〇四 (略)

五 金融商品取引業者(投資助言・代理業のみを行う個人に限る。)が第二種金融商品取引業を行う者として法第三十一条第四項の変更登録を受けた場合 当該変更登録を受けた日

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

十 電子募集取扱業務を行う場合には、第八条第十号イ及び二に掲げる事項

十一 第七十条の四第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十二・十三 (略)

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

三 金融商品取引業協会(登録申請者が行う業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)に加入しないときは、当該業務に関する社内規則

四〇八 (略)

九 金融商品仲介業務を行う場合には、委託金融商品取引業者との間の金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し

(削る)

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 (略)

(新設)

十 第七十条の三第一項各号に掲げる措置に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

十一・十二 (略)

第四十七条 法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(新設)

三〇七 (略)

八 金融商品仲介業務を行う場合には、次に掲げる書類

イ 委託金融商品取引業者との間の金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し

(削る)

2 前項第七号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表に
関連する注記又は損益計算書に関連する注記が電磁的記録で作成さ
れているときは、書類に代えて電磁的記録(第十一条に定めるもの
に限る。)を添付することができる。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金
融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出
書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面
及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該
各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければ
ならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定
める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 (略)

三 法第三十三条の三第一項第六号に掲げる事項について変更があ
った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該
変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

四 (略)

五 第四十四条第四号から第十号までに掲げる事項について変更があ
った場合(新たにこれらの号に掲げる業務を行うこととなった
場合に限る。) 金融商品取引業協会(当該登録金融機関が新た

ロ 金融商品取引業協会に加入していないときは、金融商品仲介
業務に関する社内規則

2 前項第六号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表に
関連する注記又は損益計算書に関連する注記が電磁的記録で作成さ
れているときは、書類に代えて電磁的記録(第十一条に定めるもの
に限る。)を添付することができる。

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第五十一条 法第三十三条の六第一項の規定により届出を行う登録金
融機関は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出
書に、別紙様式第九号により作成した変更後の内容を記載した書面
及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該
各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければ
ならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定
める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一・二 (略)

三 法第三十三条の三第一項第五号に掲げる事項について変更があ
った場合(営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。) 当該
変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

四 (略)

(新設)

に行うこととなつた業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)に加入していないときは、当該業務に関する社内規則

六| 第四十四条第六号に掲げる事項について変更があつた場合(新たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなつた場合に限る。)

一| 委託金融商品取引業者との間の金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し

(削る)

七| 九| (略)

2・3 (略)

(業務管理体制の整備)

第七十条の二| 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等が整備しなければならない業務管理体制は、金融商品取引業等を適確に遂行するための社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を整備し、当該社内規則等を遵守するための従業員に対する研修その他の措置がとられていることとする。

2| 法第三十五条の三の規定により金融商品取引業者等(電子募集取扱業務を行う者又は第六条の二各号に掲げる方法により法第二条第八項第七号に掲げる行為(法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券(令第十五条の四の二各号

五| 第四十四条第六号に掲げる事項について変更があつた場合(新たに金融商品仲介業務の委託を受けることとなつた場合に限る。)

一| 次に掲げる書類

イ| 当該金融商品仲介業務の委託契約に係る契約書の写し

ロ| 金融商品取引業協会に加入していないときは、金融商品仲介業務に関する社内規則

六| 八| (略)

2・3 (略)

(新設)

に掲げるものを除く。)について行う場合に限る。)を業として行う者に限る。第二号において同じ。)が整備しなければならない業務管理体制は、前項の要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 金融商品取引業等に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置がとられていること。

二 法第三十六条の二第一項の規定により同項の標識に表示されるべき事項(金融商品取引業者等が電子申込型電子募集取扱業務等を行う場合であつて、金融商品取引業協会(当該金融商品取引業者等が行う業務(当該電子申込型電子募集取扱業務等に係るものに限る。))を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。))に加入していない場合にあつては、その旨を含む。)に関し、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて公衆の閲覧に供するための措置がとられていること。

三 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査(電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額(次号及び第五号並びに第八十三条第一項第六号及びハにおいて「目標募集額」という。))が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含

む。)を行うための措置がとられていること。

四 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額が顧客が当該有価証券の取得の申込みを行うことができる期間（次号及び第八十三条第一項第六号イにおいて「申込期間」という。）内に目標募集額に到達しなかった場合及び目標募集額を超過した場合の当該応募額の取扱いの方法を定め、当該方法に関して顧客に誤解を生じさせないための措置がとられていること。

五 電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の募集又は私募に関して、顧客の応募額が申込期間内に目標募集額に到達したときに限り当該有価証券が発行される方法を用いている場合には、当該目標募集額に到達するまでの間、発行者が応募代金の払込みを受けることがないことを確保するための措置がとられていること。

六 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券の取得の申込みをした日から起算して八日を下らない期間が経過するまでの間、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うことができることを確認するための措置がとられていること。

七 発行者が電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客の応募代金の払込みを受けた後に、当該発行者が顧客に対して事業の状況について定期的に適切な情報を提供することを確保するための措置

がとられていること。

八 第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額が令第十五条の十の三各号に掲げる要件を満たさなくなることを防止するための必要かつ適切な措置（第十六条の三各項に規定する算定方法に基づいて当該有価証券の発行価額の総額及び当該有価証券を取得する者が払い込む額を適切に算定するための措置を含む。）がとられていること。

3

前項第二号から第七号までの「電子申込型電子募集取扱業務等」とは、電子申込型電子募集取扱業務（電子募集取扱業務のうち、次に掲げる方法により当該電子募集取扱業務の相手方（以下この項において「顧客」という。）に有価証券の取得の申込みをさせるものをいう。以下この項において同じ。）又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務（電子申込型電子募集取扱業務に該当するものを除く。以下この項において同じ。）及びこれらの業務において取り扱う募集又は私募に係る有価証券についての法第二条第八項第九号に掲げる行為（電子申込型電子募集取扱業務又は第一種少額電子募集取扱業者若しくは第二種少額電子募集取扱業者が行う電子募集取扱業務に該当するものを除く。）をいう。

一 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項

を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

二 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と有価証券の取得の申込みをしようとする顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて又はこれに類する方法により顧客が申し込もうとする有価証券に関する事項を送信し（音声の送受信による通話を伴う場合を除く。）、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の申込みに関する事項を記録する方法

第七十条の三・第七十条の四（略）

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条（略）

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格 Z 八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一・二（略）

三 金融商品取引契約が電子申込型電子募集取扱業務等（第七十条

の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）に係る取引に係るものであるときは、第八十三条第一

第七十条の二・第七十条の三（略）

（契約締結前交付書面の記載方法）

第七十九条（略）

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を枠の中に日本工業規格 Z 八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

一・二（略）

（新設）

項第六号へ及びトに掲げる事項

四| (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十三 (略)

十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会の有無及び加入している場合にあつては、その名称(当該金融商品取引業者等が金融商品取引業協会(当該金融商品取引契約に係る業務を行う者を主要な協会員又は会員とするものに限る。)に加入していない場合にあつては、その旨を含む。)並びに対象事業者となつている認定投資者保護団体(当該金融商品取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無及び対象事業者となつている場合にあつては、その名称

十五 (略)

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売

三| (略)

3 (略)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十三 (略)

十四 当該金融商品取引業者等が加入している金融商品取引業協会及び対象事業者となつている認定投資者保護団体(当該金融商品取引契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。)の有無(加入し、又は対象事業者となつている場合にあつては、その名称)

十五 (略)

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十三条 その締結しようとする金融商品取引契約が有価証券の売

買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、その締結しようとする金融商品取引契約が電子募集取扱業務に係る取引に係るものである場合以外の場合にあつては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。

一・二 (略)

三 当該有価証券の発行者の商号、名称又は氏名及び住所

四 当該有価証券の発行者が法人であるときは、代表者の氏名

五 当該有価証券の発行者の事業計画の内容及び資金使途

六 電子申込型電子募集取扱業務等の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 申込期間

ロ 目標募集額

ハ 当該有価証券の取得に係る応募額が目標募集額を下回る場合及び上回る場合における当該応募額の取扱いの方法

ニ 当該有価証券の取得に係る応募代金の管理方法

ホ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置の概要及び当該有価証券に関する当該措置の実施結果の概要

ヘ 電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客が当該有価証券の取得の申込みをした後、当該顧客が当該申込みの撤回又は当該申込みに係る発行者との間の契約の解除を行うために必要な事項

買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>ト 当該有価証券の取得に関し、売買の機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項) 第九十五条 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。</p>	<p>(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項) 第九十五条 (略)</p>
<p>一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合</p>	<p>一 前項第七号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である場合</p>
<p>イ 第一種金融商品取引業を行う者(第一種少額電子募集取扱業者を除く。)</p>	<p>イ 第一種金融商品取引業を行う者</p>
<p>ロ 第二種金融商品取引業を行う者(第二種少額電子募集取扱業者を除く。)</p>	<p>ロ 第二種金融商品取引業を行う者</p>
<p>ハ・ニ (略)</p>	<p>ハ・ニ (略)</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p>
<p>3 (略) (投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等) 第百六条 (略)</p>	<p>3 (略) (投資顧問契約等に係る契約締結時交付書面の記載事項等) 第百六条 (略)</p>
<p>2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。</p>	<p>2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。</p>
<p>一 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である</p>	<p>一 前項第九号の規定 金融商品取引業者等が次に掲げる者である</p>

場合

イ 第一種金融商品取引業を行う者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）

ロ 第二種金融商品取引業を行う者（第二種少額電子募集取扱業者を除く。）

ハ・ニ（略）

二・三（略）

3（略）

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜二十四の五（略）

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合又は金融商品仲介業務の

場合

イ 第一種金融商品取引業を行う者

ロ 第二種金融商品取引業を行う者

ハ・ニ（略）

二・三（略）

3（略）

（禁止行為）

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜二十四の五（略）

二十五 顧客（特定投資家を除く。）に対して、有価証券に係る次に掲げる書類（第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。）が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書を交付しないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為（当該受益証券の買付け、当該受益証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理、及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該受益証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。）及び同項第九号に掲げる行為を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合又は金融商品仲介業務の

委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。

イ〜リ (略)

二十六〜三十八 (略)

22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜十一 (略)

十二 取引所金融商品市場における上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

十三 (略)

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者(法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の

委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書を交付した場合を除く。

イ〜リ (略)

二十六〜三十八 (略)

22 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〜十一 (略)

十二 取引所金融商品市場における上場金融商品等又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け又はデリバティブ取引の受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

十三 (略)

十三の二 金融商品取引業者が適格投資家向け投資運用業を行う場合において、権利者(法第二条第八項第十二号イに掲げる契約の

相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の四各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況を講じていないと認められる状況

十四～二十九（略）
2～6（略）

（顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（第一種少額電子募集取扱業者（投資者保護基金にその会員として加入していない者に限る。以下この条において同じ。）及び登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

一～十（略）

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が第一種少額電子募集取扱業者以外の金融商品取引業者である場合にあつては受益者代理人である投資者保護基金に限り、委託者が第一種少額電子募集取扱業者である場合にあつて

相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）の投資主（同法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）及び令第十五条の十の二各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）又は権利者となろうとする者の属性の確認及び権利者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により、適格投資家以外の者が権利者となることを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況を講じていないと認められる状況

十四～二十九（略）
2～6（略）

（顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）の全てを満たさなければならない。

一～十（略）

十一 顧客分別金信託契約に係る元本の受益権の行使は、受益者代理人（委託者が金融商品取引業者である場合にあつては、受益者代理人である投資者保護基金に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全て

は受益者代理人である弁護士等（第七項第一号に規定する弁護士等をいう。）に限る。以下この号及び第六項において同じ。）が必要と判断した場合に、当該受益者代理人が全ての顧客について一括して行使するものであること。

十二・十三（略）

256（略）

7 顧客分別金信託について、第一種少額電子募集取扱業者は、第一項各号に掲げる要件（同項第三号及び第十号に掲げるものを除く。）

のほか、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

一 受益者代理人のうち少なくとも一の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項及び次条第一項において「弁護士等」という。）をもって充てられるものであること。

二 第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

三 第一種少額電子募集取扱業者が次条第一項第四号イ及びハからトまでに掲げる要件のいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該第一種少額電子募集取扱業者が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

の顧客について一括して行使するものであること。

十二・十三（略）

256（略）

（新設）

四 顧客の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件)

第四百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 一 (略)
- 二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一人の者は、弁護士等をもつて充てられるものであること。

三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ〜ハ (略)

ニ 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた全ての営業所又は事務所における

(対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件)

第四百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 一 (略)
- 二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一人の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項において「弁護士等」という。）をもつて充てられるものであること。

三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ〜ハ (略)

ニ 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所におけ

金融商品取引業等の廃止。以下二において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。以下二において同じ。）をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

ホトト (略)

五十一 (略)

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧客の受益権が当該受益者代理人により全ての顧客について一括して行使されるものであること。

十三十五 (略)

2 (略)

第四款 電子募集取扱業務に関する特則

第百四十六条の二 金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

2 次項に規定する事項のうち法第三十七条の三第一項第五号に掲げる事項、第八十二条第三号及び第五号に掲げる事項並びに第八十三条第一項第六号（トに係る部分に限る。）に掲げる事項の文字又は数字については、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大

る金融商品取引業等の廃止。二において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。二において同じ。）をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

ホトト (略)

五十一 (略)

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧客の受益権が当該受益者代理人によりすべての顧客について一括して行使されるものであること。

十三十五 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

きなものとして著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 法第四十三條の五に規定する内閣府令で定める事項は、法第三十七條の三第一項第四号に掲げる事項の概要、同項第五号に掲げる事項、第八十二條第三号及び第五号に掲げる事項並びに第八十三條第一項第三号から第六号までに掲げる事項とする。

4 法第四十三條の五に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて電子募集取扱業務の相手方の閲覧に供する方法とする。

第五款 弊害防止措置等

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)
第一百五十三條 法第四十四條の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十三 (略)

十四 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

十五 (略)

2 4 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第四款 弊害防止措置等

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)
第一百五十三條 法第四十四條の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 十三 (略)

(新設)

十四 (略)

2 4 (略)

(登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇七 (略)

八 当該登録金融機関の親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行うこと。

九 (略)

第六款 雑則

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

十八 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 第四百四十六条の二第一項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録

2 前項第一号、第二号、第十六号ハ及び第十八号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇七 (略)

(新設)

八 (略)

第五款 雑則

(業務に関する帳簿書類)

第一百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。)が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

(新設)

2 前項第一号、第二号及び第十六号ハに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、同項第三号から第三号の四まで及び第十七号ニに掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、同項第四号から第

第四号から第十五号まで、第十六号（同号ハを除く。）、第十七号（同号ニを除く。）及び第十八号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

3 第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所若しくは事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

（説明書類の記載事項）

第七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ〜ハ（略）
- 二 法第二十九条の二第一項第三号から第九号までに掲げる事項
ホ（略）
- 二〜五（略）

（業務に関する帳簿書類）

十五号まで、第十六号（同号ハを除く。）及び第十七号（同号ニを除く。）に掲げる帳簿書類は、その作成の日（同項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（新設）

（説明書類の記載事項）

第七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ〜ハ（略）
- 二 法第二十九条の二第一項第三号から第八号までに掲げる事項
ホ（略）
- 二〜五（略）

（業務に関する帳簿書類）

第百八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

五 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 第百四十六条の二第一項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録

2 前項第二号の規定にかかわらず、外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う者であつて、国内において金融商品取引業のうち取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。以下この項において同じ。）以外のものを行わない者に限る。）は、取引所取引業務については、外国の法令に基づいて作成される書類であつて同号イに掲げる帳簿書類（取引所取引業務に係るものに限る。）に類するもの（以下この項において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類（次項において「外国帳簿書類等」という。）をもつて、同号イに掲げる帳簿書類（取引所取引業務に係るものに限る。）に代えることができる。）

一・二 （略）

第百八十一条 法第四十七条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

（新設）

2 前項第二号の規定にかかわらず、国内に金融商品取引業を行う営業所又は事務所を有しない第二種金融商品取引業を行う者（外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人であつて、国内において金融商品取引業のうち取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下この項において同じ。）以外のものを行わない者に限る。）は、取引所取引業務については、外国の法令に基づいて作成される書類であつて同号イに掲げる帳簿書類（取引所取引業務に係るものに限る。）に類するもの（以下この項において「外国帳簿書類」といい、外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあつては、次に掲げる書類（次項において「外国帳簿書類等」という。）をもつて、同号イに掲げる帳簿書類（取引所取引業務に係るものに限る。）に代えることができる。）

一・二 （略）

3 第一項第一号、第三号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)及び第五号口に掲げる帳簿書類は、その作成の日(第一項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)、第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。)及び第五号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

4 第一項各号(第三号を除く。)に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所又は事務所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所若しくは事務所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

3 第一項第一号及び第三号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(第一項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)に掲げる帳簿書類及びこれに類する外国帳簿書類等並びに第一項第三号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)、及び第四号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。)に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(新設)

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

六 電子募集取扱業務を行う者であるときは、次に掲げるもの

イ 第七十条の二第二項第三号に規定する措置に基づく審査に係る記録

ロ 第百四十六条の二第一項の規定により電子計算機の映像面に表示されたものの記録

2 前項第一号、第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。)及び第六号ロに掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。)、第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))及び第六号イに掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保

(業務に関する帳簿書類)

第百八十四条 法第四十八条の規定により登録金融機関が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一〜五 (略)

(新設)

2 前項第一号及び第四号(第百五十七条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(前項第一号(同条第一項第二号に掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日)から五年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類に限る。)、第三号イ及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類に限る。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日から七年間、前項第二号(同条第一項第三号から第三号の四までに掲げる帳簿書類を除く。)、第三号ロ、第四号(同条第一項第十六号ハに掲げる帳簿書類を除く。))及び第五号(同条第一項第十七号ニに掲げる帳簿書類を除く。))に掲げる帳簿書類は、その作成の日(同条第一項第十六号イ及び第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない

存しなければならない。

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはハ、第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)又は第四号(二に係る部分を除く。)に該当することとなつた場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

三十一 (略)

十二 第一種金融商品取引業を行う者(第一種少額電子募集取扱業者を除く。)にあつては、次に掲げる場合

イ・ロ (略)

十三 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二十一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一七 (略)

(金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合)

第九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ(法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはロ、第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)又は第四号に該当することとなつた場合

二 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

三十一 (略)

十二 第一種金融商品取引業を行う者にあつては、次に掲げる場合

イ・ロ (略)

十三 (略)

(届出書に記載すべき事項)

第二十一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一七 (略)

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる事項

イ (略)

ロ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号(重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(新設)

(7) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号に該当すること
となつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日
及び理由

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号イに該当
することとなつた場合にあつては、資本金の額又は出資の総額
が令第十五条の七第一項に規定する金額に満たなくなつた年月
日及び理由

ホ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ロに該当
することとなつた場合にあつては、国内に営業所又は事務所を
有しない者となつた年月日

ヘ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号ハに該当
することとなつた場合にあつては、国内における代表者（当該
外国法人が第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は
投資運用業を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所の
業務を担当するものに限る。）を定めていない者に該当した年
月日

九 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該
当することとなつた役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号
ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定し
た年月日及び刑の種類

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へに該当すること
となつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日
及び理由

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号に該当す
ることとなつた場合にあつては、資本金の額又は出資の総額が
令第十五条の七第一項に規定する金額に満たなくなつた年月日
及び理由

(新設)

(新設)

九 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該
当することとなつた役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号
ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定し
た年月日及び刑の種類

ホ (略)

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

十 十三 (略)

十四 第九十九条第七号、第十一号ホ若しくは第十三号イ又は前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等 (第九十九条第七号若しくは第十三号イ又は前条第六号に規定する事故等をいう。以下この号及び次号において同じ。) が発生した営業所又は事務所の名称 (金融商品仲介業者に事故等があった場合には、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該事故等が発生した営業所又は事務所の名称)

ロ・ハ (略)

十五 十九 (略)

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

ホ (略)

(新設)

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

十 十三 (略)

十四 第九十九条第七号、第十一号ホ若しくは第十三号イ又は前条第六号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等 (第九十九条第七号若しくは第十三号イ又は前条第六号若しくは第十三号イをいう。以下この号及び次号において同じ。) が発生した営業所又は事務所の名称 (金融商品仲介業者に事故等があった場合には、当該金融商品仲介業者の商号、名称又は氏名及び当該事故等が発生した営業所又は事務所の名称)

ロ・ハ (略)

十五 十九 (略)

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に^レ取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又は^レトに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に^レ取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又は^レトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に^レ取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に^レ取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又は^レトに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(新設)

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に^レ取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由
- (4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額
- (5) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなつた場合にあつては、同項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつた法人を代表する役員の名又は名称
- (6)・(7) (略)
- (8) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類
- (9) (略)
- (10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

- (新設)
- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額
- (4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなつた場合にあつては、同項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつた法人を代表する役員の名又は名称
- (5)・(6) (略)
- (7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類
- (8) (略)
- (新設)

(11) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ハ (略)

二十一〜二十五 (略)

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 他の法人と合併した場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 合併後の純財産額(届出者が第一種金融商品取引業を行う者(第一種少額電子募集取扱業者を除く。))である場合にあっては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。)を記載した書面

(4) (略)

ロ・ハ (略)

四〜六 (略)

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ハ (略)

二十一〜二十五 (略)

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五十条第一項第三号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 他の法人と合併した場合にあっては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 合併後の純財産額(届出者が第一種金融商品取引業を行う者である場合にあっては、純財産額及び自己資本規制比率。ロ(3)及びハ(3)において同じ。)を記載した書面

(4) (略)

ロ・ハ (略)

四〜六 (略)

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ (略)

ロ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) (略)

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号イに該当することとなった場合にあつては、登記事項証明書又はこれに代わる書面

八 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ (略)

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ (略)

ロ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第二号に該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第三号に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) (略)

ニ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第四号に該当することとなった場合にあつては、登記事項証明書又はこれに代わる書面

八 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ニ (略)

九〇十五 (略)

十六 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

九〇十五 (略)

十六 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホに該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

十七・十八 (略)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

六 (略)

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

十七・十八 (略)

(指定親会社による書類の添付書類)

第二百八条の二十 法第五十七条の十三第二項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

六 (略)

(変更の届出)

第二百八条の二十二 法第五十七条の十四の規定により届出を行う指定親会社は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第五十七条の十三第一項第三号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 (略)

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場

合 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ニ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の

種類

ホ (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 (略)

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場

合 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ・ハ (略)

ニ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の

種類

ホ (略)

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

五〇十 (略)

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなつた事実を知つた場合 次に定める事項

(1) (3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による

(新設)

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

五〇十 (略)

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなつた事実を知つた場合 次に定める事項

(1) (3) (略)

(4) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなつた場合にあつては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(5) (略)

(新設)

通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額

(5) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなつた場合にあつては、同項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなつた法人を代表する役員の名

(6) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなつた場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合 次に掲げる事項

(1)・(2) (略)
(新設)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額

(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(3)に該当することとなつた場合にあつては、同項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなつた法人を代表する役員の名

名又は名称

(6)・(7) (略)

(8) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(9) (略)

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

十二(十八) (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場

名又は名称

(5)・(6) (略)

(7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(8) (略)

(新設)

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

十二(十八) (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ (略)

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場

<p>合 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>ニ (略)</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類</p> <p>イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類</p>	<p>合 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる書類</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>ニ (略)</p> <p>五〇七 (略)</p> <p>八 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類</p> <p>イ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ニ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該主要株主又は成年被後見人若しくは被保佐人若しくは外国の法令上これらと同様に取り扱われている者の法定代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>ロ 主要株主が法第二十九条の四第一項第五号ホ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる書類</p>
--	--

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

九・十 (略)

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三〇十二 (略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第

(1)・(2) (略)

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4)・(5) (略)

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

九・十 (略)

(合併等の届出を行う場合)

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はロに該当することとなった場合

二 役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三〇十二 (略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百十七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第

一項に規定する引受業務をいう。) に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 本店又は取引所取引店(法第六十条の二第一項第三号に規定する取引所取引店をいう。以下同じ。)が所在する全ての国において登録等(法第五十九条の五第一項第二号に規定する登録等をいう。)を受けていることを証する書面

三 全ての取引所取引店において、取引所取引と同種類の取引に係る業務を三年以上継続して行っていること、又は令第十七条の八第二項に定める場合に該当することを証する書面

四く七 (略)

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記

一項に規定する引受業務をいう。) に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(許可申請書の添付書類)

第二百二十一条 法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 本店又は取引所取引店(法第六十条の二第一項第三号に規定する取引所取引店をいう。以下同じ。)が所在するすべての国において登録等(法第五十九条の五第一項第二号に規定する登録等をいう。)を受けていることを証する書面

三 すべての取引所取引店において、取引所取引と同種類の取引に係る業務を三年以上継続して行っていること、又は令第十七条の八第二項に定める場合に該当することを証する書面

四く七 (略)

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九 (略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百二十二条 法第六十条の五第一項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記

載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める

載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の二第一項第三号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四〇六 (略)

七 法第六十条の二第一項第八号に掲げる事項に変更があった場合次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

(変更の届出を要する場合)

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

八〇十一 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリの規定に該当することとなった場合に限り。）

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

一四〇十六 (略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八 (略)

2 (略)

場合は、次に掲げる場合とする。

一〇六 (略)

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

八〇十一 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百二十四条 法第六十条の五第二項の規定により届出を行う取引所取引許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 前条第七号に該当する場合（役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトの規定に該当することとなった場合に限り。）

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

一四〇十六 (略)

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇八 (略)

2 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 (略)

二 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該上場金融商品等に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等若しくは受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 (略)

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百三十二条 法第六十条の十三において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 (略)

二 取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作爲的なものを形成させるべき当該上場金融商品等に係る買付け若しくは売付け又はデリバティブ取引の受託等をする行為を防止するための売買管理が十分でない
と認められる状況

(登録事項の変更等の届出)

第二百五十二条 (略)

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

四 (略)

五| 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ| 該当することとなった者の氏名

ロ| 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六| 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号に該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ・ロ (略)

七| (略)

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はリに該当することとなった場合に限る。）確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

イ・ロ (略)

四 (略)

(新設)

五| 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ・ロ (略)

六| (略)

3 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

四 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百六十条 法第六十六条の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人であるときは、次に掲げる書類

イ〜ハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第二百六十三条 法第六十六条の五第一項の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一 (略)

二 法第六十六条の二第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

2・3 (略)

(信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外)

第二百七十四条 法第六十六条の十四第一号へに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等（金融商品仲介業に係るものに限る。第一号において同じ。）をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一・二 (略)

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（所属金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。）によるものであること。

イホ (略)

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 (略)

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四 (略)

2・3 (略)

(信用の供与を条件とした有価証券の売買の勧誘の禁止の例外)

第二百七十四条 法第六十六条の十四第一号ホに規定する内閣府令で定めるものは、信用の供与をすることを条件として有価証券の売買の受託等（金融商品仲介業に係るものに限る。第一号において同じ。）をする行為のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一・二 (略)

三 当該有価証券の売買が累積投資契約（所属金融商品取引業者等が顧客から金銭を預かり、当該金銭を対価としてあらかじめ定められた期日において当該顧客に有価証券を継続的に売り付ける契約であつて、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によるものであること。

イホ (略)

(登録事項の変更等の届出)

第二百九十二条 (略)

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号

又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

四 (略)

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ 該当することとなった者の氏名

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

六 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

七 (略)

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号

又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

四 (略)

(新設)

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合(法第二十九条の四第一項第二号ヘに該当することとなった場合に限る。) 次に掲げる事項

イ・ロ (略)

六 (略)

3 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号

又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 (略)

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ〜ハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

又は第三号の規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、前項に規定する事項を記載した届出書に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトに該当することとなった場合に限る。） 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

四 (略)

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第三百三条及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ〜ハ (略)

ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三〇六 (略)

三〇九 (略)

二〇四 (略)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 (略)

二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 新たに役員となった者に係る次に掲げる書類

(1) (3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三〇六 (略)

改正案	
別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）	
* 登録番号	財務（支）局長（金商）第 号（年月日）
* 金融商品取引法第30条第1項の認可	認可の有無 認可年月日
1 法人・個人の別	法人 個人
2 商号又は名称 （ふりがな）	
3 氏名 （ふりがな）	
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり
5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり
8 業務の種別	別添5のとおり
9 電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	（電子募集取扱業務を行う旨） （有価証券の種類）

現行	
別紙様式第一号（第五条、第二十条第一項、第二十二條第一項関係） （日本工業規格A4） （略） （第2面）	
* 登録番号	財務（支）局長（金商）第 号（年月日）
* 金融商品取引法第30条第1項の認可	認可の有無 認可年月日
1 法人・個人の別	法人 個人
2 商号又は名称 （ふりがな）	
3 氏名 （ふりがな）	
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額（第一種金融商品取引業を行おうとする外国法人にあっては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額）	別添1のとおり
5 法人であるときは、役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添3のとおり
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人（第6条第2項に規定する者を含む。）の氏名	別添4のとおり
8 業務の種別	別添5のとおり
9 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添6のとおり
10 他に行っている事業の種類	別添7のとおり

改正案		現行	
10	第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨	11	<p>（第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う旨）</p> <p>（有価証券の種類）</p> <p>（第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う旨）</p> <p>（有価証券の種類）</p>
11	第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあっては、その旨	12	<p>（加入する金融商品取引業協会の名称）</p> <p>（対象事業者となる認定投資者保護団体の名称）</p>
12	第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨	13	<p>（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）</p> <p>別添6のとおり</p>
13	本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあっては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	14	<p>（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）</p> <p>別添7のとおり</p>
14	他に行っている事業の種類	15	<p>（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）</p> <p>別添8のとおり</p>
15	他に行っている事業の種類	16	<p>（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）</p> <p>別添8のとおり</p>
16	他に行っている事業の種類	17	<p>（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）</p> <p>別添8のとおり</p>
17	他に行っている事業の種類	18	<p>（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）</p> <p>別添8のとおり</p>
18	他に行っている事業の種類		<p>（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）</p> <p>別添8のとおり</p>
	（注意事項）		（注意事項）

改正案	現行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 「9 電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨」、「10 第一種金融商品取引業のうち第一種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨」及び「11 第二種金融商品取引業のうち第二種少額電子募集取扱業務のみを行う場合にあつては、その旨」の「(有価証券の種類)」の欄には、取り扱う有価証券の種類(法第2条第1項各号及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。)を記載すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>

改正案

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本工業規格A4）

（略）

（第2面）

* 登録番号	財務（支）局長（登金）第 号（年月日）
（ふりがな） 1 商号又は名称	
2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり
3 役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5 電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	（電子募集取扱業務を行う旨） （有価証券の種類）
6 第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨	（第70条の2第3項に規定する電子申込型電子募集取扱業務を行う旨）
7 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添4のとおり
8 他に行っている事業の種類	別添5のとおり
9 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり

現行

別紙様式第九号（第四十三条、第五十一条第一項関係）

（日本工業規格A4）

（略）

（第2面）

* 登録番号	財務（支）局長（登金）第 号（年月日）
（ふりがな） 1 商号又は名称	
2 資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添1のとおり
3 役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称	別添2のとおり
4 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添3のとおり
5 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添4のとおり
6 他に行っている事業の種類	別添5のとおり
7 登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添6のとおり
8 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり
9 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及	（手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称）

改正案		現行																
10	投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う使用人の氏名	別添7のとおり	<table border="1"> <tr> <td>び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</td> <td>(加入する金融商品取引業協会の名称)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)</td> </tr> </table>	び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	(加入する金融商品取引業協会の名称)		(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)											
び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	(加入する金融商品取引業協会の名称)																	
	(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)																	
11	手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	<table border="1"> <tr> <td>(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(加入する金融商品取引業協会の名称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)</td> <td></td> </tr> </table>	(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)		(加入する金融商品取引業協会の名称)		(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)		<table border="1"> <tr> <td>10</td> <td>会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>第44条第4号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項</td> <td>別添8のとおり</td> </tr> </table>	10	会員等となる金融商品取引所の名称又は商号		11	金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号		12	第44条第4号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項	別添8のとおり
(手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称)																		
(加入する金融商品取引業協会の名称)																		
(対象事業者となる認定投資者保護団体の名称)																		
10	会員等となる金融商品取引所の名称又は商号																	
11	金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号																	
12	第44条第4号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項	別添8のとおり																
12	会員等となる金融商品取引所の名称又は商号																	
13	金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号																	
14	第44条第4号、第5号及び第7号から第10号までに掲げる事項	別添8のとおり																
(注意事項)																		
1 「*登録番号」欄には、記載しないこと。																		
2 「5 電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨」の「(有価証券の種類)」の欄には、取り扱う有価証券の種類(法第2条第1項各号及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利の種類ごとに区分されたものをいう。)を記載すること。																		
(以下略)																		
		<p>(以下略)</p> <p>「*登録番号」欄には、記載しないこと。</p>																

改正案	現行
<p>別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「<u>第一種金融商品取引業</u>」について、<u>第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。</u></p> <p>3・4 （略）</p>	<p>別紙様式第十号（第七十一条第一号関係）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 （略） （新設）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）

（日本工業規格A4）

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。

1 業務の状況

(1)～(9) (略)

(10) 業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況（電子募集取扱業務に係るものを除く。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況 (単位：千株、百万円)

(略)

(注意事項)

1 (略)

2 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第8号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券、同項第9号に掲げる新株予約権証券及び同項第11号に掲げる新投資口予約権証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（(10)②、⑥及び⑦並びに(12)において同じ。）。

3～5 (略)

②～⑦ (略)

(10-2) 電子募集取扱業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況（電子募集取扱業務に係るものに限る。）について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(単位：百万円)

現行

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）

（日本工業規格A4）

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

(1)～(9) (略)

(10) 業務の状況

当期における第一種金融商品取引業の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 有価証券の売買の状況 (単位：千株、百万円)

(略)

(注意事項)

1 (略)

2 「株券」の欄には株券及び出資証券（法第2条第1項第6号に掲げる出資証券、同項第7号及び第8号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第3号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを、「受益証券」の欄には同項第10号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを、「新株予約権証券」の欄には同項第8号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券及び同項第9号に掲げる新株予約権証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること（(10)②、⑥及び⑦並びに(12)において同じ。）。

3～5 (略)

②～⑦ (略)

(新設)

改正案

現行

	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

(注意事項)

有価証券の種類（法第2条第1項各号ごとに区分されたものをいう。）ごとに額面金額を集計して記載すること。

(11) 自己資本規制比率の状況

(略)

(注意事項)

1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（第一種少額電子募集取扱業者を除く。）のみが記載すること。

2・3 (略)

(12)～(15) (略)

(16) みなし有価証券の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものを除く。）。

①～⑤ (略)

(16-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。

① みなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

(単位：百万円)

	募集の 取扱高	売出しの 取扱高	私募の 取扱高

(11) 自己資本規制比率の状況

(略)

(注意事項)

1 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のみが記載すること。

2・3 (略)

(12)～(15) (略)

(16) みなし有価証券の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。

①～⑤ (略)

(新設)

改正案

現行

()	()	()
()	()	()
()	()	()
()	()	()
()	()	()
()	()	()
()	()	()
()	()	()

(注意事項)

16③の注意事項に準じて記載すること。

② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
			円 旦 <u>()</u>	円	
			円 旦 <u>()</u>	円	
			円 旦 <u>()</u>	円	
			円 <u>()</u>	円	うち関係会社以外の発行 本 うち適格機関投資家向け 本
合計額			円 <u>()</u>	円	

(注意事項)

16④の注意事項に準じて記載すること。

改正案

現行

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

権利の名称					
事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
	うち個人		うち個人		
	名	名	名	名	名
有価証券の種類					
募集・売出し・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合				
	国名、監督当局等				
設定年月日					
募集・売出し・私募の期間					
存続期間の終期					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額		
	円 口 ()	円 口	円		
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率		
	円	円	%		
	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額 (1年前)			
	円	円			
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率		
	円	円	%		
ファンドの資産構成	区分	金額	備考		
	現金・預金	円			
	有価証券	円			
	デリバティブ資産	円			

改正案

現行

		円	
		円	
	合計	円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の総 支払配当等額	設定来総支払配 当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	円	名
償還額	円	円	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

16⑤の注意事項に準じて記載すること。

(17)～(22) (略)

(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

(略)

② 顧客の状況

顧客	顧客数
特定投資家	名
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合計	

(略)

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者			

(17)～(22) (略)

(23) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

(略)

② 顧客の状況

顧客	顧客数
特定投資家	名
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合計	

(略)

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者			

改正案

令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			
-------------------------------------	--	--	--

(以下略)

現行

令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			
-------------------------------------	--	--	--

(以下略)

改正案

別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係）

（日本工業規格 A 4）

（略）

1 業務の状況

(1)～(11) （略）

(12) みなし有価証券の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものを除く。）。

①～⑤ （略）

(12-2) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の取扱い等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。

① みなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

（単位：百万円）

	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

（注意事項）

(12)③の注意事項に準じて記載すること。

現行

別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係）

（日本工業規格 A 4）

（略）

1 業務の状況

(1)～(11) （略）

(12) みなし有価証券の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。

①～⑤ （略）

（新設）

改正案

現行

② 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の 終期	総出資額	純資産額	備考
			円 円 ()	円	
			円 円 ()	円	
			円 円 ()	円	
合計額			円 ()	円	うち関係会社以外の発行 本 うち適格機関投資家向け 本

(注意事項)

⑫④の注意事項に準じて記載すること。

③ 募集、売出し又は私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

権利の名称					
事業の内容					
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者		計
	うち個人	うち個人	うち個人	うち個人	
	名	名	名	名	名
有価証券の種類					
募集・売出し・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
募集・売出し・私募の期間					

改正案

現行

存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額
	円 円 ()	円 円	円
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

⑫⑤の注意事項に準じて記載すること。

(13)~(18) (略)

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

(略)

② 顧客の状況

顧客	顧客数
特定投資家	名
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合計	

(略)

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の6各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の7各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

(以下略)

(13)~(18) (略)

(19) 適格投資家向け投資運用業等の状況

① 運用財産の状況

(略)

② 顧客の状況

顧客	顧客数
特定投資家	名
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者	
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者	
合計	

(略)

③ 法第29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務の状況

顧客	契約件数	顧客数	私募の取扱い
特定投資家	件	名	百万円
第16条の3各号に掲げる特定投資家に準ずる者			
令第15条の10の5各号に掲げる金融商品取引業者と密接な関係を有する者			

(以下略)

改正案	現行												
<p>別紙様式第十六号（第百八十七条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 登録金融機関業務の状況</p> <p>当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。</p> <p>3 （略）</p> <p>(2)～(12) （略）</p> <p>(13) みなし有価証券の売買等の状況</p> <p>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものを除く。）。</p> <p>① （略）</p> <p>② みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>(14) 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況</p> <p>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 16.6%;">募 集 の 取 扱 高</th> <th style="width: 16.6%;">売 出 し の 取 扱 高</th> <th style="width: 16.6%;">私 募 の 取 扱 高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </tbody> </table>		募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高		()	()	()		()	()	()	<p>別紙様式第十六号（第百八十七条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～8 （略）</p> <p>9 登録金融機関業務の状況</p> <p>当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。</p> <p>3 （略）</p> <p>(2)～(12) （略）</p> <p>(13) みなし有価証券の売買等の状況</p> <p>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。</p> <p>① （略）</p> <p>② みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（新設）</p>
	募 集 の 取 扱 高	売 出 し の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高										
	()	()	()										
	()	()	()										

改正案				現行
	()	()	()	
	()	()	()	
	()	()	()	
	()	()	()	
	()	()	()	
	()	()	()	
<p><u>(注意事項)</u> <u>13②の注意事項に準じて記載すること。</u> <u>15)～20) (略)</u></p>				<p><u>14)～19) (略)</u></p>

改正案	現行
別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）	別紙様式第十七号（第百八十八条第二号関係）
（日本工業規格 A 4）	（日本工業規格 A 4）
<p style="text-align: center;">業務又は財産の状況に関する報告書 （ 年 月 ）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名</p>	<p style="text-align: center;">業務又は財産の状況に関する報告書 （ 年 月 ）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>登録金融機関名 所在地 代表者の役職氏名 印</p>
<u>（注意事項）</u>	
<p>事業報告書を書面で提出する場合には、代表者の役職氏名に併せて代表者印を押印すること。ただし、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。</p>	
<p>1 登録金融機関業務の状況</p> <p>月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>1 登録金融機関業務の状況</p> <p>月中における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。</p> <p>(1) 有価証券の売買の状況</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<u>（注意事項）</u>	<u>（注意事項）</u>
<p>1 (略)</p> <p>2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。</p> <p>3 (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第2条第1項第3号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債及び農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債に限る。）及び社債券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債及びこれに類するものとして令第15条の17第1項に規定するものに限る。）に係るものを、「受益証券」の欄には法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券に係るものを、「コマーシャル・ペーパー」の欄には同項第15号に掲げる有価証券に係るもの（発行の日から償還の日までの期間が1年未満のものに限る。）を記載し、同項第17号に掲げる有価証券のうち令第15条の17第3項に規定するものに係るものはこれらに準じて記載すること（(5)において同じ。）。</p> <p>3 (略)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 みなし有価証券の売買等の状況</p> <p>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものを除く。）。</p> <p>① (略)</p> <p>② みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>4 みなし有価証券の売買等の状況</p> <p>法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。</p> <p>① (略)</p> <p>② みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>
<p>5 電子募集取扱業務におけるみなし有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況</p>	<p>(新設)</p>

改正案

現行

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する（電子募集取扱業務に係るものに限る。）。

（単位：百万円）

	<u>募集の 取扱高</u>	<u>売出しの 取扱高</u>	<u>私募の 取扱高</u>
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()
	()	()	()

（注意事項）

4②の注意事項に準じて記載すること。

6・7 (略)

5・6 (略)

二 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）又は投資運用業を行う者に限る。）</p> <p>二〇十八（略）</p> <p>十九 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。第二十三号及び第三項第二号ホにおいて同じ。）であつて、同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。第三項第二号ホにおいて「旧厚生年金保険法」という。）第百七十六条第二項の規定による届出がされているものうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対</p>	<p>（適格機関投資家の範囲）</p> <p>第十条 法第二条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、第十五号に掲げる者以外の者については金融庁長官が指定する者を除き、同号に掲げる者については金融庁長官が指定する者に限る。</p> <p>一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、）又は投資運用業を行う者に限る。）</p> <p>二〇十八（略）</p> <p>十九 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。第三項第二号ニにおいて「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼</p>

照表（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。第三項第二号ニにおいて「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。第三項第二号ニにおいて「廃止前厚生年金基金令」という。）第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。）における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者、企業年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表（確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第一百七条第三項第一号の規定により提出されたものに限る。）における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払備金の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者並びに企業年金連合会

二十〇二十二（略）

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（存続厚生年金基金を除き、ロに該当する

性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。第三項第二号ニにおいて「廃止前厚生年金基金令」という。）第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。）における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者、企業年金基金のうち最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表（確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第一百七条第三項第一号の規定により提出されたものに限る。）における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払備金の金額の合計額を控除した額が百億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者並びに企業年金連合会

二十〇二十二（略）

二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法

ものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ・ロ（略）

二十三の二・二十四（略）

二十五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者

イ 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務と同種類の業務のみを行うものを除く。） 五千万円

ロ・ホ（略）

二十六・二十七（略）

2（略）

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次

人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。ロ及び第二十四号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ・ロ（略）

二十三の二・二十四（略）

二十五 外国の法令に準拠して外国において次に掲げる業を行う者（個人を除く。）で、この号の届出の時ににおける資本金若しくは出資の額又は基金の総額がそれぞれ次に定める金額以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者

イ 第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限る。） 五千万円

ロ・ホ（略）

二十六・二十七（略）

2（略）

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十七号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次

の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

二 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 旧厚生年金保険法第七十六条第二項の規定による届出の日

(第一項第十九号に掲げる者のうち存続厚生年金基金に係る届出者に限る。)

三・四 (略)

4〜12 (略)

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者(法第二十九條の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。))に限る。又は登録金融機関

二〜四 (略)

2 (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 (略)

二 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(新設)

三・四 (略)

4〜12 (略)

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
又は登録金融機関

二〜四 (略)

2 (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇七 (略)

七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げる全ての要件に該当するもの

イ 次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

(1) (略)

(2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げる全ての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

(i) (略)

ロ 〇へ (略)

八〇十 (略)

十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。）のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 〇ハ (略)

十二 (略)

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件の全てに該

一〇七 (略)

七の二 法第二条第八項第六号に掲げる行為のうち、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 次に掲げる買付けが行われることを目的として、株券を取得するものであること。

(1) (略)

(2) 株券の発行者である会社又はその被支配会社等若しくは関係会社の従業員が、当該株券に対する投資として信託財産を運用することを目的とした信託契約（次に掲げるすべての要件を満たすものに限る。）に基づく買付け

(i) (略)

ロ 〇へ (略)

八〇十 (略)

十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。）のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 〇ハ (略)

十二 (略)

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであって、次に掲げる要件のすべてに該

当するもの

イ〜ハ (略)

ニ 直接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額が、当該権利を有する全ての者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額の三分の一に相当する額を超えないこと。

十四 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。次号において同じ。）が、その行う同項第九号に掲げる行為（売出しの取扱い及び電子申込型電子募集取扱業務等（金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。次号において同じ。）に係るものを除き、法第二条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利に係るものに限る。）に関して、顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの

十四の二 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者が、電子申込型電子募集取扱業務等（売出しの取扱いを除く。以下この号において同じ。）を行う場合において、当該電子申込型電子募集取扱業務等に関して顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、次に掲げる方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの

該当するもの

イ〜ハ (略)

ニ 直接出資者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額が、当該権利を有するすべての者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の総額の三分の一に相当する額を超えないこと。

十四 法第二条第八項第十六号に掲げる行為のうち、金融商品取引業者（第二種金融商品取引業を行う法人であつて、資本金の額又は出資の総額が五千万円以上であるものに限る。）が、その行う同項第九号に掲げる行為（売出しの取扱いを除き、同条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利に係るものに限る。）に関して、顧客から金銭の預託を受ける行為であつて、法第四十二条の四に規定する方法に準ずる方法により、当該金銭と自己の固有財産とを分別して管理するもの

(新設)

イ 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該金銭であることがその名義により明らかかなものであつて、当該金融商品取引業者が当該金銭について口に掲げる金銭信託をする基準日として週に一日以上設ける日の翌日から起算して三営業日以内に当該金銭信託をする場合に限る。）

ロ 信託会社（信託業法第二条第二項に規定する信託会社をいう。）又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託（当該金銭であることがその名義により明らかかなものであつて、当該金融商品取引業者を委託者とし、当該金融商品取引業者の行う電子申込型電子募集取扱業務等に係る顧客を元本の受益者とするもののうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十一条第一項第四号に掲げる方法により運用されるもの又は元本補填の契約のあるものに限る。）

十五・十六（略）
2
4（略）

十五・十六（略）
2
4（略）

改正案

現行

<p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又は第七条第一項若しくは第二項の規定により当該外国会社を代理する権限を有する者）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売価価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する場合に限る。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（発行登録書の添付書類）</p> <p>第十四条の四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十四条の二 法第十五条第五項及び第二十三条の第十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発行者（発行者が外国会社である場合にあつては、当該外国会社又は第七条第一項若しくは第二項の規定により当該外国会社を代理する権限を有する者）及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（発行登録書の添付書類）</p> <p>第十四条の四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。ただし、第九条の三第二項第三号に掲げる者が第十四号様式及び第十四号の四様式により作成した発行登録書を提出する場合であつて、第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録追補書類の添付書類)
第十四条の十二 (略)

2 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。ただし、第九条の三第二項第三号に掲げる者が第十五号様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合であつて、前項第二号に定める書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならぬ。

3 第一項第二号及び前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録追補書類の添付書類)
第十四条の十二 (略)

2 前項第二号に定める書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

改正案	現行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (44) (略) (45) 大株主の状況 a ～ d (略) e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。 (46) ～ (87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (44) (略) (45) 大株主の状況 a ～ d (略) e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。 (46) ～ (87) (略)</p>

改正案	現行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (24) (略) (25) 大株主の状況 a ～ d (略) e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(26) ～ (66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (24) (略) (25) 大株主の状況 a ～ d (略) e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合 (法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。) であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(26) ～ (66) (略)</p>

改正案	現行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (14) (略) (15) 大株主の状況 a ～ c (略) d 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(16) ～ (36) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (14) (略) (15) 大株主の状況 a ～ c (略) d 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(16) ～ (36) (略)</p>

改正案	現行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 大株主の状況 a ～ d (略) e 会社が発行する株券等に係る大量保有報告書等が法第 27 条の 30 の 7 の規定により公衆の縦覧に供された場合又は会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(21) ～ (46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ～ (19) (略) (20) 大株主の状況 a ～ d (略) e 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第 27 条の 30 の 11 第 4 項の規定により送付したとみなされる場合を含む。）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。 なお、記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。</p> <p>(21) ～ (46) (略)</p>

改正案	現行
<p>第十一号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (9) 第1【参照書類】 会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに 財務 (支) 局長に提出予定 2【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに 財務 (支) 局長に提出予定 3・4 (略) 第2・第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書 (以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 四半期報告書又は半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。 (10) (略)</p>	<p>第十一号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (9) 第1【参照書類】 会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。 1【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出 2【四半期報告書又は半期報告書】 事業年度 第 期第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出 3・4 (略) 第2・第3 (略) 第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(8) (略) (9) 参照情報 a・b (略) c 参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書若しくは半期報告書 (以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。 d (略) (新設) (10) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに 財務(支) 局長に提出予定</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】 事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支) 局長に提出 事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに 財務(支) 局長に提出予定</p> <p>3・4 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十一号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】 事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十一号の二の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出</p> <p>事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに 財務(支) 局長に提出予定</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支) 局長に提出</p> <p>事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに 財務(支) 局長に提出予定</p> <p>3・4 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十一号の二の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務 (支) 局長に提出</p> <p>2【四半期報告書又は半期報告書】</p> <p>事業年度 第 期第 四半期(第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 財務(支) 局長に提出</p> <p>3・4 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十三号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【過去1年以内における発行登録による募集又は売出し】 (1)・(2) (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十三号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【過去2年以内における発行登録による募集又は売出し】 (1)・(2) (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十四号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (9) 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【<u>外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの (以下(2)において「代理人」という。)の氏名 (代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名) を記載すること (法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人 (代理人が法人である場合には、その代表者) が署名すること。)</p>	<p>第十四号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (9) 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>5【<u>外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略) (記載上の注意) (1) (略) (2) 代理人の氏名又は名称</p> <p>本邦内に住所を有する者であって、発行登録書の提出に関する一切の行為につき提出会社を代理する権限を有するもの (以下この(2)において「代理人」という。)の氏名 (代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名) を記載すること (法第27条の30の5第1項の規定により発行登録書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人 (代理人が法人である場合には、その代表者) が署名すること。)</p>

(3) ~ (8) (略)

(9) 参照情報

a・b (略)

c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下cからeまでにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d (略)

e 法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書等と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 四半期報告書又は半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

(10) ・ (11) (略)

(3) ~ (8) (略)

(9) 参照情報

a・b (略)

c 参照書類としての有価証券報告書若しくは四半期報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社四半期報告書若しくは外国会社半期報告書（以下このc及びdにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後発行登録書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

d (略)

(新設)

(10) ・ (11) (略)

改正案	現行
<p>第十四号の四様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【<u>外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十四号の四様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>2【<u>四半期報告書又は半期報告書</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>5【<u>外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】 事業年度 第 期 第 四半期 (第 期中) (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略) 第2・第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【過去1年以内における発行登録による募集又は売出し】 (1)・(2) (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 【過去2年以内における発行登録による募集又は売出し】 (1)・(2) (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案		現行
<p>3 第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載し</p> <p>2 第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載し</p> <p>2 第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載し</p> <p>2 第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載し</p> <p>2 第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載し</p>	<p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発行者又は第四条第一項若しくは第二項の規定により発行者を代理する権限を有する者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売価及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する場合に限る。）</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （発行登録書の添付書類）</p> <p>第十一条の四 （略）</p>	<p>（発行価格等の公表の方法）</p> <p>第十一条の二 法第二十七条において準用する法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発行者又は第四条第一項若しくは第二項の規定により発行者を代理する権限を有する者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて閲覧に供する方法（その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）</p> <p>2 （略）</p> <p>2 （発行登録書の添付書類）</p> <p>第十一条の四 （略）</p>

たものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。ただし、第六条の二第二項第二号に掲げる者が発行登録書を提出する場合であつて、第一項各号及び前項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十一条の十一 (略)

2 前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。ただし、第六条の二第二項第二号に掲げる者が発行登録追補書類を提出する場合であつて、前項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならぬ。

たものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十一条の十一 (略)

2 前項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

改正案	現行
<p>第六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (7) 第1【参照書類】</p> <p>発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 会計年度又は事業年度(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 会計年度又は事業年度(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】 半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国者報告書及びその補足書類】 会計年度又は事業年度第期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 会計年度又は事業年度第期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【外国者半期報告書及びその補足書類】 会計年度又は事業年度第期中(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出 会計年度又は事業年度第期中(自平成年月日至平成年月日)平成年月日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 参照書類の補完情報 a・b (略) c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国者報告書及び外国者半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国者報告書及びその補足書類」及び「5 外国者半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p>	<p>第六号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (7) 第1【参照書類】</p> <p>発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 会計年度又は事業年度(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】 当該半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国者報告書及びその補足書類】 会計年度又は事業年度第期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p>5【外国者半期報告書及びその補足書類】 当該半期(自平成年月日至平成年月日)平成年月日関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 参照書類の補完情報 a・b (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【過去1年以内における発行登録による募集又は売出し】 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 【過去2年以内における発行登録による募集又は売出し】 (略) (記載上の注意) (略)</p>

五 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

改正案

現行

<p>（法第二章の規定が適用されない信託の受益権） 第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、次に掲げる信託の受益権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 定義府令第十六条第一項第十四号の二の規定により金銭を分別して管理するものであつて、同号ロに定める金銭信託により管理する場合における当該金銭信託の受益権</p>	<p>（法第二章の規定が適用されない信託の受益権） 第一条の四 令第二条の十第一項第一号りに規定する内閣府令で定める信託の受益権は、次に掲げる信託の受益権とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>四 （略）</p> <p>（発行価格等の公表の方法） 第十七条 特定有価証券に係る法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該発行者又は第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者）及びその特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線</p>	<p>三 （略）</p> <p>（発行価格等の公表の方法） 第十七条 特定有価証券に係る法第十五条第五項及び第二十三条の十二第七項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 発行者（発行者が外国特定有価証券の発行者である場合にあっては、当該発行者又は第九条の規定により当該発行者を代理する権限を有する者）及びその特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線</p>

を通じて閲覧に供する方法（当該特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする際に、その相手方に対し、発行価格、利率又は売出価格及び払込金額を電話その他の方法により直接に通知する場合に限る。）

2
(略)

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 (略)

2
(略)

3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十号様式及び第十六号の三様式により作成した発行登録書を提出する場合並びに同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第十六号の二様式により作成した発行登録書を提出する場合であつて、第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならない。

(発行登録追補書類の添付書類)

を通じて閲覧に供する方法（当該特定有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する場合に限る。）

2
(略)

(発行登録書の添付書類)

第十八条の二 (略)

2
(略)

3 第一項第二号及び第四号並びに前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

(発行登録追補書類の添付書類)

第十八条の九 (略)

2 前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。ただし、第十一条の二第二項第二号の二に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合及び同項第五号に規定する外国会社報告書を提出した発行者が第二十二号の様式により作成した発行登録追補書類を提出する場合であつて、前項第二号及び第四号に定める書類が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その日本語又は英語による翻訳文を付さなければならぬ。

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響

第十八条の九 (略)

2 前項第二号及び第四号に定める書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならぬ。

(臨時報告書の記載内容等)

第二十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき特定有価証券の発行者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通(当該特定有価証券が資産信託流動化受益証券である場合において、原委託者管轄財務局等が受託者管轄財務局等と異なるときは当該異なる原委託者管轄財務局等の数に三を加えた通数)を作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 当該発行者の発行する特定有価証券に係るファンド等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響

を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最近の五連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が零を上回る場合に限り。）をいう。）の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合 次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

十三・十四（略）

3
3
5（略）

を与える事象（財務諸表等規則第八条の四に規定する重要な後発事象に相当する事象であつて、当該事象の損益に与える影響額が、当該ファンド等の最近特定期間の末日における純資産額の百分の三以上かつ最近五特定期間における純利益（当該発行者の特定期間が六月である場合にあつては、最近の五連続特定期間（連続特定期間（最近の連続特定期間を含む。）の開始日の前日に終了するものに限る。）における合計後純利益（一の連続特定期間における各特定期間の純利益の合計額又は純利益及び純損失の合計額（当該合計額が零を上回る場合に限り。）をいう。）の平均額の百分の二十以上に相当する額になる事象をいう。）が発生した場合 次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

十三・十四（略）

3
3
5（略）

改 正 案	現 行
<p>第十五号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (8) 第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 参照情報 a・b (略) c 法第 27 条において準用する法第 23 条の 4 第 1 項の規定により有価証券報告書及び半期報告書 (以下 c において「有価証券報告書等」という。) と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」及び「2 半期報告書」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p>	<p>第十五号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 (8) 第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2 (略) (記載上の注意) (1)～(7) (略) (8) 参照情報 a・b (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 <u>関東財務局長に提出</u></p> <p>計算期間 第 期 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 <u>日までに関東財務局長に提出予定</u></p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>計算期間 第 期中 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 <u>関東財務局長に提出</u></p> <p>計算期間 第 期中 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 <u>日までに関東財務局長に提出予定</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十五号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 <u>関東財務局長に提出</u></p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>計算期間 第 期中 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日) 平成 年 月 日 <u>関東財務局長に提出</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十五号の三様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】</p> <p>事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>	<p>第十五号の三様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】</p> <p>事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日に関東財務局長に提出</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】 (9)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【<u>外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 法第 27 条において準用する法第 23 条の4第 1 項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書 (以下 c において「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p>	<p>第十六号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略)</p> <p>第二部【参照情報】 (9)</p> <p>第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【<u>有価証券報告書及びその添付書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>2【<u>半期報告書</u>】</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【<u>外国会社報告書及びその補足書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>5【<u>外国会社半期報告書及びその補足書類</u>】</p> <p>計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日 関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 参照情報</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(10) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第十六号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国会社報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【外国会社半期報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 参照書類の補完情報 a・b (略) c 法第 27 条において準用する法第 23 条の 4 第 1 項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書 (以下 c において「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」におい</p>	<p>第十六号の二様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略) 発行登録書 (略)</p> <p>【提出書類】</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>法第 27 条において準用する法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国会社報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>5【外国会社半期報告書及びその補足書類】 計算期間 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略)</p> <p>第三部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 参照書類の補完情報 a・b (略) (新設)</p>

て発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第十六号の三様式 【表紙】</p> <p>【提出書類】 (略) 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>2【半期報告書】 事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国会社報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>5【外国会社半期報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出 事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日までに関東財務局長に提出予定</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参照書類の補完情報 a・b (略) c 法第27条において準用する法第23条の4第1項の規定により有価証券報告書、半期報告書、外国会社報告書及び外国会社半期報告書(以下cにおいて「有価証券報告書等」という。)と同種の書類の提出期限を記載する場合には、「1 有価証券報告書及びその添付書類」、「2 半期報告書」、「4 外国会社報告書及びその補足書類」及び「5 外国会社半期報告書及びその補足書類」において発行予定期間中に提出する予定の有価証券報告書等の提出期限を記載すること。</p>	<p>第十六号の三様式 【表紙】</p> <p>【提出書類】 (略) 発行登録書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【参照情報】 第1【参照書類】</p> <p>法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。</p> <p>1【有価証券報告書及びその添付書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>2【半期報告書】 事業年度 第 期中 (自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>3 (略)</p> <p>4【外国会社報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>5【外国会社半期報告書及びその補足書類】 事業年度 第 期中 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 平成 年 月 日関東財務局長に提出</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第2・第3 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十六号様式に準じて記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参照書類の補完情報 a・b (略) (新設)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去1年以内における発行登録による募集（売出し）】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十三号様式 【表紙】</p> <p>(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十三号の様式 【表紙】 (略) 【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 【過去1年以内における発行登録による募集（売出し）】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十三号の様式 【表紙】 (略) 【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略) 第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十四号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去1年以内における発行登録による募集（売出し）】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十四号様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 【過去2年以内における発行登録による募集（売出し）】 1～3 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十四号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【過去1年以内における発行登録による募集(売出し)】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二十四号の様式 【表紙】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【提出書類】 発行登録通知書 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2【過去2年以内における発行登録による募集(売出し)】 1・2 (略) (記載上の注意) (略)</p>

六 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（監査証明を受けることを要しない上場会社等の規模） 第十條の二 法第九十三條の二第二項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、法第二十四條第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（令第四條の二の七第一項各号に掲げるものに限る。）の発行者に該当することとなった日の属する事業年度の直前事業年度に係る連結貸借対照表若しくは貸借対照表に資本金として計上した額が百億円以上であり、又は当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が千億円以上であることとする。</p>	<p>（新設）</p>

七 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（適用除外となる買付け等）</p> <p>第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第一項第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>二 (略)</p> <p>（株券等の取得に係る割合等の計算）</p> <p>第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除し</p>	<p>（適用除外となる買付け等）</p> <p>第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 株券等の発行者の役員（令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。）の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券等の買付け等を行うときは、法第三十四条に規定する金融商品取引業者等に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>二 (略)</p> <p>（株券等の取得に係る割合等の計算）</p> <p>第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除し</p>

て行うものとする。

一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数

二 (略)

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。）による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（以下この号において「市場外等買付け等」という。）を行う者（次号において「市場外等買付者」という。）が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数

二 (略)

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 法第二十七条の二第一項第五号に規定する株券等の買付け等を行う者（次号において「買付者」という。）及びその特別関係者が同項第五号に規定する株券等の買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条第一項各号に掲げるものを除く。）

て行うものとする。

一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数

二 (略)

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。）による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等（以下この号において「市場外等買付け等」という。）を行う者（次号において「市場外等買付者」という。）が市場外等買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数

二 (略)

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 法第二十七条の二第一項第五号に規定する株券等の買付け等を行う者（次号において「買付者」という。）及びその特別関係者が同項第五号に規定する株券等の買付け等により新たに所有することとなる当該株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る

）に係る議決権の数

二 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等(次条第一項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。)及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 一十二 (略)

十三 株券等の買付け等を行う者又はその特別関係者(以下この号

る議決権の数

二 (略)

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等(次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主等の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数(当該発行者の総株主等の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。)及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 (略)

(所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するもの)

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 一十二 (略)

(新設)

において「買付者等」という。)の所有(令第七条第一項に定める場合に限る。)に係る株券等のうち、当該買付者等以外の買付者等の所有(同項に定める場合を除く。)に係るもの(前各号に掲げるものを除く。)

2
(略)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十二 (略)

十三 第二号様式記載上の注意(5) dに規定する第三者について第二号様式のうち「第2 公開買付株の状況」の「1 会社の状況」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載された書面(当該第三者について当該公開買付届出書に当該記載事項と同一の事項が記載されている場合を除く。)

2
(略)

(公開買付説明書の作成等)

第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

四 第二号様式記載上の注意(5) dに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明(当該第三者について当該公開買付

2
(略)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一〇十二 (略)

(新設)

2
(略)

(公開買付説明書の作成等)

第二十四条 法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

(新設)

届出書に第二号様式のうち「第2 公開調停者の決定」の「1
紛争の縮小」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載
されている場合を除く。）

2
～
5
(略)

2
～
5
(略)

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u></p> <p>_____ 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公開買付者(1) <u>氏名又は名称</u></p> <p style="text-align: right;"> <u>住所又は所在地</u></p> <p>(略)</p>	<p>第一号様式</p> <p style="text-align: center;"><u>公開買付けによる買付け等の通知書</u></p> <p>_____ 殿</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">公開買付者(1) <u>氏名又は名称</u> ㊞</p> <p style="text-align: right;"> <u>住所又は所在地</u></p> <p>(略)</p>

改正案	現 行
<p>第二号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 買付け等の目的 買付け等の目的について具体的に記載すること。 たとえば、 a～c (略) d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項(「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。)を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。なお、当該第三者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。(17)及び(32)において同じ。)に該当する者である場合には、「第2 公開買付者の状況」の「1 会社の場合」に掲げる事項のうち「(1) 会社の概要」と同一の事項に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」と同一の事項を記載することができる。 e (略) (6)～(16) (略) (17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項 a (略) b 公開買付者が継続開示会社に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。 (18)～(35) (略)</p>	<p>第二号様式 (略) (記載上の注意) (1)～(4) (略) (5) 買付け等の目的 買付け等の目的について具体的に記載すること。 たとえば、 a～c (略) d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項(「1 会社の場合」の「(2) 経理の状況」を除く。)を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。 e (略) (6)～(16) (略) (17) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項 a (略) b 公開買付者が継続開示会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。(32)において同じ。)に該当する者である場合には、「(1) 会社の概要」及び「(2) 経理の状況」に代えて、「(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項」を記載することができる。 (18)～(35) (略)</p>

八 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>_____ 殿</p> <p>公開買付けによる買付け等の通知書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>公開買付者(1)氏名又は名称 _____</p> <p>住所又は所在地 _____</p> <p>(略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>_____ 殿</p> <p>公開買付けによる買付け等の通知書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>公開買付者(1)氏名又は名称 _____</p> <p>住所又は所在地 _____</p> <p>(略)</p>

改正案	現行
<p>（変更報告書の記載内容等）</p> <p>第八条 法第二十七条の二十五第一項並びに第二十七条の二十六第二項（第三号に掲げる場合に限る。）及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p>	<p>（変更報告書の記載内容等）</p> <p>第八条 法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項（第三号に掲げる場合に限る。）及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（特例対象株券等の保有者である金融商品取引業者等の者）</p> <p>第十一条 法第二十七条の二十六第一項に規定する金融商品取引業者、銀行その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限る。次号において同じ。）を行う者又は投資運用業（法第二十八条第四項に規定する投資運用業のうち法第二条第八項第十二号及び第十四号に掲げる行為に限る。次号において同じ。）を行う者に限る。）、銀行、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は同法第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</p>

二 (略)
三 銀行等保有株式取得機構、日本銀行及び預金保険機構
四 (略)

二 (略)
三 銀行等保有株式取得機構及び預金保険機構
四 (略)

改 正 案	現 行
<p>第一号様式 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地 a～c (略) d <u>報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> e (略) (4)～(8) (略) (9) 提出者の概要 a・b (略) c <u>報告書の提出者が個人であって、その住所を記載した書面を報告書に添付する場合には、「住所又は本店所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> d <u>提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。なお、報告書の提出者が個人である場合には、変更前の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> e (略) f <u>報告書の提出者が個人であって、その生年月日を記載した書面を報告書に添付する場合には、「生年月日」欄の記載を省略しても差し支えない。</u> g・h (略) (10)～(14) (略) (15) 保有株券等の取得資金 a (略) b 借入金の内訳 <u>「① 取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。</u> <u>「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」(令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、<u>「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。</u></u> <u>借入先が個人である場合には、「所在地」欄の住所の記載については、市区町村名までを記載しても差し支えない。</u> <u>「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関(以下この様式において「銀行等」という。)からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「1」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「2」を記載すること。「1」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「② 借入金の内訳」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「③ 借入先の名称等」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。</u> c (略) (16)～(22) (略)</p>	<p>第一号様式 (略) (記載上の注意) (1)・(2) (略) (3) 氏名又は名称及び住所又は本店所在地 a～c (略) (新設) d (略) (4)～(8) (略) (9) 提出者の概要 a・b (略) (新設) c <u>提出者の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地の変更に係る変更報告書を提出する場合には、「旧氏名又は名称」及び「旧住所又は本店所在地」欄に、変更前の氏名若しくは名称又は住所若しくは本店所在地を記載すること。</u> d (略) (新設) e・f (略) (10)～(14) (略) (15) 保有株券等の取得資金 a (略) b 借入金の内訳 <u>「① 取得資金の内訳」欄に記載した借入金の内訳について記載すること。</u> <u>「業種」欄には、「銀行」、「その他の金融機関」(令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。)、<u>「貸金業者」、「リース会社」、「商社」、「個人」等具体的に記載すること。</u></u> <u>「借入目的」欄には、取得資金が銀行又はその他の金融機関(以下この様式において「銀行等」という。)からの借入金である場合において、借入れを行った際に当該借入れを株券等の取得資金に充てることを当該銀行等に対して明らかにしなかった場合には「1」を記載し、明らかにした場合及び取得資金が銀行等以外からの借入金である場合には「2」を記載すること。「1」を記載した場合には、その借入金の借入先については、「② 借入金の内訳」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載せず、「③ 借入先の名称等」の「名称(支店名)」、「代表者氏名」及び「所在地」欄に記載すること。</u> c (略) (16)～(22) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方(令第 14 条の 8 第 2 項に規定する者を除く。f 及び g において同じ。)ごとに記載すること。</p> <p>d～h (略)</p>	<p>第二号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>この様式は、法第 27 条の 25 第 2 項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第 2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 「数量」欄には、取得し、又は処分した株券等の数量を記載すること。なお、譲渡については、譲渡の相手方ごとに記載すること。</p> <p>d～h (略)</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（多数の者の知り得る状態に置く措置）</p> <p>第十一条 法第二十七条の三十四において読み替えて準用する法第 <u>二十一条の二第四項</u>に規定する多数の者の知り得る状態に置く措 置は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定め る方法その他の手段により行われる措置とする。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>（多数の者の知り得る状態に置く措置）</p> <p>第十一条 法第二十七条の三十四において読み替えて準用する法第 <u>二十一条の二第三項</u>に規定する多数の者の知り得る状態に置く措 置は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定め る方法その他の手段により行われる措置とする。</p> <p>一～三 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（認可申請書の提出等） 第二条（略） 2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p>	<p>（認可申請書の提出等） 第二条（略） 2 法第六十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める書類は、役員の履歴書及び住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面とする。</p>

改正案	現行
<p>(組織変更認可申請書) 第三十条 (略)</p> <p>2 法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからイまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>七～十四 (略)</p> <p>(合併認可申請書) 第九十五条 (略)</p> <p>2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。</p>	<p>(組織変更認可申請書) 第三十条 (略)</p> <p>2 法第百一条の十七第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 組織変更後株式会社金融商品取引所の役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからイまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面</p> <p>七～十四 (略)</p> <p>(合併認可申請書) 第九十五条 (略)</p> <p>2 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面（これらの書面の作成に代えて電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）とする。</p>

一〇五 (略)

六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからリまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七〇十三 (略)

一〇五 (略)

六 吸収合併存続金融商品取引所又は新設合併設立金融商品取引所の役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本（本籍の記載のあるもの）に限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十九条の四第一項第二号イからトまで及び会社法第三百三十一条第一項第三号又は第三百三十三条第三項各号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七〇十三 (略)

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五百十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 免許申請の際現に金融商品取引所の会員等（法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。）又は認可金融商品取引業協会の協会員に対して金銭又は有価証券を貸し付けている場合においては、その貸付けの状況を記載した書面</p> <p>九〜十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五百十六条の二十四第三項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 免許申請の際現に金融商品取引所の会員等（法第五十六条の四第一項に規定する会員等をいう。）又は認可金融商品取引業協会の協会員に対して金銭又は有価証券を貸し付けている場合においては、その貸付けの状況を記載した書面</p> <p>九〜十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案

現行

<p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。</p> <p>一 イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条及び第一条の八において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいう。以下この条及び第一条の八において同じ。）に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）を乗じて得た額（同一の日において同一の有価証券報告書等（法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券</p>	<p>（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）</p> <p>第一条の三 法第七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。</p> <p>一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額</p> <p>イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第三百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の有価証券報告書等（法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総</p>
--	---

の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。)の合計額

イ 法第七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間

ロ 法第七十二条の四第二項に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該四半期報告書に係る期間

ハ 法第七十二条の四第二項に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該半期報告書に係る期間

ニ 法第七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定するとき(同条第二項に規定する場合にあつては、法第八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該臨時報告書を提出した日(法第七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならぬ事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。)の属する事業年度の開始の日から当該

数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)で除した額をいう。以下この条において同じ。)

(1) 法第七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間

(2) 法第七十二条の四第二項に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第七十二条の四第二項に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該半期報告書に係る期間

(4) 法第七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定するとき(法第八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。) 当該臨時報告書を提出した日(法第七十二条の四第三項に規定する場合にあつては、臨時報告書を提出しなければならぬ事由が生じた日をいう。以下この号において同

臨時報告書を提出した日までの期間

- 二 前号イからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める期間における最終の価格が公表された日の数

(貸借対照表)

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第七十二条の四第一項に規定するとき 前条第一号イに定める事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次号、第一条の六及び第一条の七において同じ。）に記載されている当該事業年度に係る連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表。以下この条か

じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

- ロ イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間において最終の価格が公表された日の数
- 二 前号イ(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間におけるイに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数

イ 最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）

ロ 最終の価格が公表された日の数

(貸借対照表)

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第七十二条の四第一項に規定するとき 前条第一号イ(1)に定める事業年度に係る有価証券報告書（法第二十四条第二項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する有価証券報告書をいう。次号、第一条の六及び第一条の七において同じ。）に記載されている当該事業年度に係る連結貸借対照表（連結貸借対照表が記載されていないときは、貸借対照表。以

ら第一条の七までにおいて同じ。)

二 法第七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定するとき 前条第一号ロからニまでに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三 (略)

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる数で除して得た額とする。

一 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における算定基準有価証券の毎日の最終の価格に当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)を乗じて得た額(同一の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に当該最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準

下この条から第一条の七までにおいて同じ。)

二 法第七十二条の四第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定するとき 前条第一号イ(2)から(4)までに定める期間の属する事業年度の直前事業年度に係る有価証券報告書に記載されている当該直前事業年度に係る連結貸借対照表

三 (略)

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額
イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一の日において同一の発行者等情報に

<p>有価証券の数又は口数を乗じて得た額の合計額とする。)の合計額</p> <p>二 最終の価格が公表された日の数</p>	<p>係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)で除した額をいう。以下この条において同じ。)</p> <p>ロ 最終の価格が公表された日の数</p> <p>二 イに掲げる数の合計をロに掲げる数で除した数</p> <p>イ 前号に定める期間において最終の価格が公表された日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数(最終の価格がないものを除く。)</p> <p>ロ 最終の価格が公表された日の数</p>
---	--

十五 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）</p> <p>第三十四条の五（略）</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業）（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>（特例対象議決権に係る銀行議決権保有届出書の提出等）</p> <p>第三十四条の五（略）</p> <p>2 法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会</p>

<p>二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五（略）</p>
<p>二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五（略）</p>	<p>社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（禁止行為）</p> <p>第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～五（略）</p>

改正案

現行

<p>(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等) 第二十五条の二十七 (略)</p> <p>2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。）又は投資運用業（同法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 7 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号</p>	<p>(特例対象議決権に係る長期信用銀行議決権保有届出書の提出等) 第二十五条の二十七 (略)</p> <p>2 銀行法第五十二条の四第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 銀行、長期信用銀行、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。次号において同じ。）を営む者に限る。）、信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。）、保険会社（外国保険会社等を含む。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 7 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号</p>
---	---

一〇七 (略)
に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇七 (略)
に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

十七 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

<p>改正案</p>	<p>（禁止行為） 第一百七十条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇七 （略）</p>
<p>現行</p>	<p>（禁止行為） 第一百七十条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇七 （略）</p>

十八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（禁止行為） 第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 三 （略）</p>	<p>（禁止行為） 第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 三 （略）</p>

十九 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（禁止行為） 第一百条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇六 （略）</p>	<p>（禁止行為） 第一百条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一〇六 （略）</p>

二十 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（禁止行為） 第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～四 （略）</p>	<p>（禁止行為） 第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～四 （略）</p>

二十一 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

改 正 案	現 行
<p>（禁止行為）</p> <p>第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 （略）</p>

二十二 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（禁止行為） 第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～三 （略）</p>	<p>（禁止行為） 第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～三 （略）</p>

二十三 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百三十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十二条第二項（同法第二百三十三条第六項において準用する場合を含む。）、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三十七条第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二百七条第二項（同法第二百九条（同法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二十条第二項及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十五条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ 金融商品取引法第五十六条の二第一項（同法第六十五条の三</p>

第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一、第六十三條第八項、第六十六條の十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第七十九條の四、第六十六條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の十六、第六十六條の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十七(同法第九條において準用する場合を含む。)、第六十五條(同法第九十三條の四において準用する場合を含む。)、第六十五條の九、第六十五條の五の四、第六十五條の五の八、第六十五條の十五、第六十五條の二十の十二、第六十五條の三十四、第六十五條の五十八、第六十五條の八十、第六十五條の八十九及び第六十七條の規定

二 (略)

ロ〜へ (略)

第三項において準用する場合を含む。) から第四項まで、第五十七條の十第一項、第五十七條の二十三、第五十七條の二十六第二項、第六十條の十一、第六十三條第八項、第六十六條の十二、第六十六條の四十五第一項、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第七十九條の四、第六十六條の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の十六、第六十六條の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六條の二十七(同法第九條において準用する場合を含む。)、第六十五條(同法第九十三條の四において準用する場合を含む。)、第六十五條の九、第六十五條の五の四、第六十五條の五の八、第六十五條の十五、第六十五條の二十の十二、第六十五條の三十四、第六十五條の五十八、第六十五條の八十及び第六十七條の規定

二 (略)

ロ〜へ (略)

改正案

現行

<p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（届出事項等）</p> <p>第八十五条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p>
---	--

四〇六 (略)

6 (略)

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

四〇六 (略)

6 (略)

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等若しくはその業務の委託先又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 （略）

5 （略）

（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）

第二百八条 （略）

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業（金融商品取引法第二十九条の四の二第十項（第一種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例）に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項（第二種少額電子募集取扱業者についての登録等の特例

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人等、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 （略）

5 （略）

（特例対象議決権に係る保険議決権保有届出書の提出等）

第二百八条 （略）

2 法第二百七十一条の五第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行、長期信用銀行、株式会社商工組合中央金庫、金融商品取引業者（有価証券関連業又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

〔に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く。次号において同じ。〕又は投資運用業を行う者に限る。）、信託会社及び外国信託会社（信託業法第三条（免許）又は第五十三条第一項（免許）の免許を受けたものに限る。）、保険会社、農林中央金庫並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

二・三（略）

3～7（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第八号若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

二・三（略）

3～7（略）

（届出事項等）

第二百十一条の五十五（略）

2・3（略）

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五（略）

<p>5 (略)</p> <p>(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為) 第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為) 第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

二十五 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（禁止行為） 第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～四 （略）</p>	<p>（禁止行為） 第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一～四 （略）</p>

改正案

現行

別紙様式第9号 (第213条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)
年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

申請者 住 所
商 号
執行役員名 印
電話番号 () —
投資法人登録申請書
(略)

1.~15. (略)

16. 海外不動産保有法人

(1) 目 的		
(2) 商 号 <small>(ふりがな)</small>		
(3) 住 所		
(4) 組 織		
(5) 役 員		
<small>(ふりがな)</small>	役 職 名	住 所
氏 名		
(6) 資 産の管 理及び 処分 に 関 する 事 項	資産の内容	
	取得の時期	
	譲受人	
	<small>(ふりがな)</small>	
	氏 名	住 所
	その他	
(7) 計算及び利益の分配 に関する事項		

別紙様式第9号 (第213条関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)
年 月 日

〇〇財務(支)局長 殿

申請者 住 所
商 号
執行役員名 印
電話番号 () —
投資法人登録申請書
(略)

1.~15. (略)

(新設)

(8) 株主又は出資者が有する権利に関する事項	
-------------------------	--

二十六 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七十二号）

改正案	現行
<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八条第六号中「ロからニまで」を「ロからニまで及びト」に改め、同号ハ中「法第二条第八項第四号に掲げる行為に係る業務」を「店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運営業務を除く。）」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>第十条第一項第四号中「ロ及びハ」を「ロからニまで」に改め、同号ハ中「法第二条第八項第四号に掲げる行為に係る業務」を「店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運営業務を除く。）」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>第四十五条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第四十七条第一項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。</p> <p>四 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類</p>	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八条第六号ハ中「法第二条第八項第四号に掲げる行為に係る業務」を「店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運営業務を除く。）」に改め、同号中トをチとし、への次に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>第十条第一項第三号ハ中「法第二条第八項第四号に掲げる行為に係る業務」を「店頭デリバティブ取引等に係る業務（電子取引基盤運営業務を除く。）」に改め、同号に次のように加える。</p> <p>（略）</p> <p>第四十五条中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第四十七条第一項第二号の次に次の一号を加える。</p> <p>二の二 電子取引基盤運営業務を行う場合には、次に掲げる書類</p>

イ 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ 電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ 電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ 第四十五条第七号りに掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

第四十七条第二項中「前項第七号」を「前項第八号」に改める。

(略)

第二百一条第八号イ(1)中「第二百二十一条第二号」の下に「及び第二百三十二条の五第二号」を加え、同条第八号ハ(6)、第九号へ並びに第二十号イ(6)並びにロ(3)及び(10)並びに第二百八条の三十一第一項第四号へ並びに第十一号イ(6)並びにロ(3)及び(10)中「第六十条の七」の下に「(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(略)

第二百二十一条第一号中「機関をいう」の下に「。第二百三十二条の五第一号において同じ」を加え、同条第二号中「登録等をいう」の下に「。第二百三十二条の五第二号において同じ」を加える。

第二章第五節中第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

(略)

(業務の内容及び方法)

イ 電子取引基盤運営業務を管理する責任者の履歴書

ロ 電子取引基盤運営業務に関する社内規則

ハ 電子取引基盤運営業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類及びその添付書類

ニ 第四十五条第七号りに掲げるものに関する登録申請者と特別の利害関係のない者の評価書

(略)

第二百一条第八号イ(1)中「第二百二十一条第二号」の下に「及び第二百三十二条の五第二号」を加える。

(略)

第二百二十一条第一号中「機関をいう」の下に「。第二百三十二条の五第一号において同じ」を加え、同条第二号中「すべて」を「全て」に改め、「登録等をいう」の下に「。第二百三十二条の五第二号において同じ」を加え、同条第三号中「すべて」を「全て」に改める。

第二章第五節中第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

(略)

(業務の内容及び方法)

第二百三十二条の四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜十八 (略)

十九 その他電子店頭デリバティブ取引等業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜七 (略)

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九〜十三 (略)

(略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

第二百三十二条の四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜十八 (略)

十九 その他電子取引基盤運営業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項

(許可申請書の添付書類)

第二百三十二条の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜七 (略)

八 役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員等が誓約する書面

九〜十三 (略)

(略)

(許可申請書記載事項の変更の届出)

第二百三十二条の七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第一項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しのほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)～(3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも

該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四～六 (略)

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第八号に掲げる事項に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となつた者に係る次に掲げる書類

(1)～(3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからリまでのいずれにも

該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

る書面

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれ

一・二 (略)

三 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第三号に掲げる事項に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

(1)～(3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも

該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

四～六 (略)

七 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の第二項第八号に掲げる事項に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 新たに国内における代表者となつた者に係る次に掲げる書類

(1)～(3) (略)

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも

該当しない者であることを当該国内における代表者が誓約する書面

る書面

(変更の届出を要する場合)

第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

七 役員等が法第二十九条の四第一項第二号イからトまでのいずれ

かに該当することとなった事実を知った場合

八〇十一 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 前条第七号に該当する場合(役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリの規定に該当することとなった場合に限る。)

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

十四〇十六 (略)

(略)

第二百五十二条第二項第五号ロ及び第二百九十二条第二項第五号ロ

中「第六十条の七」の下に「(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

(略)

附則の次に次の別表を加える。

別表(第百二十五条の八関係)

公表事項	注意事項
一〇七 (略)	(略)
八 当事者の一方が相手方と	

かに該当することとなった事実を知った場合

八〇十一 (略)

(業務の内容又は方法等の変更の届出)

第二百三十二条の九 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項の規定により届出を行う電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 前条第七号に該当する場合(役員等が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はトの規定に該当することとなった場合に限る。)

確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

十四〇十六 (略)

(略)

(新設)

(略)

附則の次に次の別表を加える。

別表(第百二十五条の八関係)

公表事項	注意事項
一〇七 (略)	(略)
八 当事者の一方が相手方と	

<p>取り決めた金融商品の利率 等（第二百二十五条の七第一 項に規定する利率等をいう 。）又は金融指標の種類</p>	
<p>取り決めた金融商品の利率 等又は金融指標の種類</p>	

(略)

九〇十二 (略)

(略)

九〇十二 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。ただし、第九条（株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第十一条第三号の改正規定に限る。）及び第十三条の規定並びに附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に電子募集取扱業務（金融商品取引法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、新金融商品取引法第三条各号に掲げる有価証券（新金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この項及び第三項において同じ。）又は金融商品取引所（新金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第三項において同じ。）に上場されていない有価証券（金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令（昭和

四十年政令第三百二十一号。第三項において「新金融商品取引法施行令」という。）第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行うものに限る。）を行っている金融商品取引業者（新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。附則第五条及び第六条第二項において同じ。）については、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間）は、第一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第八十三条第一項第三号から第六号まで、第五百五十三条第一項第十四号、第五百五十七条第一項第十八号及び第百八十一条第一項第五号の規定は、適用しない。

2 この府令の施行の際現に前項に規定する電子募集取扱業務を行っている登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間（当該登録金融機関が当該期間内に新金融商品取引法第三十三条の五第一項第五号に掲げる事項

について新金融商品取引法第三十三条の六第一項の規定による届出を行ったときは、当該届出を行った日までの間）は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項、第七十九条第二項第三号、第八十三条第一項第三号から第六号まで、第百五十四条第八号及び第百八十四条第一項第六号の規定は、適用しない。

3 この府令の施行の際現に新金融商品取引業等に関する内閣府令第六条の二各号に掲げる方法により新金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為（新金融商品取引法第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（新金融商品取引法施行令第十五条の四の二各号に掲げるものを除く。）について行う場合に限る。）を業として行っている金融商品取引業者等（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第二項の規定は、適用しない。

第三条 新金融商品取引業等に関する内閣府令第八十二条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

第四条 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号1（10）①注意事項2、（11）注意事項1並びに

(23) ②及び③を除く。) 及び別紙様式第十五号の二(19) ②及び③を除く。) は、施行日から起算して六月を経過する日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書及び公衆の縦覧に供する説明書類については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十六号9 (1)注意事項2 及び(13) ②を除く。) 及び別紙様式第十七号4 (②を除く。) から7までに限る。) は、施行日から起算して六月を経過する日以後に開始する事業年度に係る事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告書については、なお従前の例による。

第五条 外国の法令に準拠して設立された法人である金融商品取引業者(新金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者であつて、国内において取引所取引業務(新金融商品取引法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいい、国内にある者を相手方として行うものを除く。) 以外のものを行わない者に限る。) については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新金融商

品取引業等に関する内閣府令第九十九条第一号（新金融商品取引法第二十九条の四第一項第四号ロ及びハに係る部分に限る。）並びに第二百一条第八号ホ及びへの規定は、適用しない。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第二条の規定による改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第十九号に掲げる要件に該当するものとして同号の規定により金融庁長官に届出を行った者であつて、同条第八項の規定により適格機関投資家に該当する期間（当該期間の終了する日が施行日以後である場合における当該期間に限る。）が金融庁長官により官報に公告されたものについては、施行日から当該期間の終了する日までの間は、適格機関投資家とみなす。

2 この府令の施行の際現に新金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第三項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等を行っている金融商品取引業者であつて、第二条の規定による改正前の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項第十四号に掲げる行為を行っている者についての第二条の規定による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十六条第一項の規定の適用については、施行日から起算して三月を経過する日までの間（当該金融商品取引業者が当該

期間内に新金融商品取引法第二十九条の二第一項第六号に掲げる事項について新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合には、当該変更登録又はその拒否の処分までの間）は、なお従前の例によることができる。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第三条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第十四条の二第一項第三号の規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等（新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下この項、次条及び附則第九条において同じ。）又は有価証券交付勧誘等（新金融商品取引法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下この項、次条及び附則第九条において同じ。）について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式記載上の注意⁽⁴⁵⁾ e（新開示府令第二号の五様式及び第二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、施行日以後に提出する有価証券届出書（新開示府令第一条第十四号に規定する有価証券届出書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行

日前に提出した有価証券届出書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第三号様式記載上の注意⁽²⁵⁾e（新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとさ

れている場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書（新開示府令第一条第十八号に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

4 新開示府令第四号の三様式記載上の注意⁽¹⁵⁾dの規定は、施行日以後に終了する四半期会計期間（新開示府令第一条第二十二号の四に規定する四半期会計期間をいう。以下この項において同じ。）に係る四半期報告書（新開示府令第一条第十八号の五に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

5 新開示府令第五号様式記載上の注意⁽²⁰⁾e（新開示府令第五号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、施行日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書（新開示府令第一条第十九号に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間会計期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第四条の規定による改正後の外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第十一条の二第二項第三号の規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第五条の規定による改正後の特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十七条第一項第三号の規定は、施行日以後に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等について適用し、施行日前に開始した有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等については、なお従前の例による。

（金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第十三条の規定による改正後の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（次項において「新課徴金府令」という。）第一条の三の規定は、附則第一条ただし書に定める日以後に行われる有価証券報告書等（金融商品取引法第七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この項において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（同法第七十二条の四第二項に規定する

四半期・半期・臨時報告書等をいう。以下この項において同じ。）の提出について適用し、同日前に行われた有価証券報告書等又は四半期・半期・臨時報告書等の提出については、なお従前の例による。

2 新課徴金府令第一条の八の規定は、附則第一条ただし書に定める日以後に行われる虚偽等のある発行者等情報（金融商品取引法第七十二条の十一第一項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この項において同じ。）の提供又は公表について適用し、同日前に行われた虚偽等のある発行者等情報の提供又は公表については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。